

## ●利用規約

1. 佐呂間町の町民が利用できます。
2. 家族で共有して使用することができます。
3. 貯まったポイントカードは役場保健福祉課マイレージ担当窓口又は武道館・温水プールに提出して、ポイントに応じた景品交換券を受け取ってください。
4. 景品交換券は道の駅物産館みのみりで使用できます。ポイントに応じた景品と交換してください。
5. 景品交換券は有効期限を過ぎた場合には使用できません。
6. このカードを紛失した場合、貼り付けてあったポイントの復刻はできません。
7. ポイントは有効期限を過ぎた場合はすべて無効となります。
8. 詳細は、下記にお問い合わせください。

## ◆お問い合わせ・景品交換券受け取り窓口◆

佐呂間町役場保健福祉課マイレージ担当窓口  
電話 2-1212

## サロマゲンキマイレージ

## POINTCARD



発行者：佐呂間町

切り取り線

## ●利用規約

1. 佐呂間町の町民が利用できます。
2. 家族で共有して使用することができます。
3. 貯まったポイントカードは役場保健福祉課マイレージ担当窓口又は武道館・温水プールに提出して、ポイントに応じた景品交換券を受け取ってください。
4. 景品交換券は道の駅物産館みのみりで使用できます。ポイントに応じた景品と交換してください。
5. 景品交換券は有効期限を過ぎた場合には使用できません。
6. このカードを紛失した場合、貼り付けてあったポイントの復刻はできません。
7. ポイントは有効期限を過ぎた場合はすべて無効となります。
8. 詳細は、下記にお問い合わせください。

## ◆お問い合わせ・景品交換券受け取り窓口◆

佐呂間町役場保健福祉課マイレージ担当窓口  
電話 2-1212

## サロマゲンキマイレージ

## POINTCARD



発行者：佐呂間町

1	2	3	4	5
6	7	8	9	10
11	12	13	14	15
16	17	18	19	20
21	22	23	24	25
26	27	28	29	30
31	32	33	34	35
36	37	38	39	40
41	42	43	44	45

※ポイントシールを貼り付けて貯めましょう。※ポイント交換期限は平成 30 年 3 月 28 日まで

お名前 ( ) ※景品交換券の有効期限は平成 30 年 3 月 29 日まで

ご連絡先 (TEL ) ※窓口記入：交換券No( )

1	2	3	4	5
6	7	8	9	10
11	12	13	14	15
16	17	18	19	20
21	22	23	24	25
26	27	28	29	30
31	32	33	34	35
36	37	38	39	40
41	42	43	44	45

※ポイントシールを貼り付けて貯めましょう。※ポイント交換期限は平成 30 年 3 月 28 日まで

お名前 ( ) ※景品交換券の有効期限は平成 30 年 3 月 29 日まで

ご連絡先 (TEL ) ※窓口記入：交換券No( )